

## 65歳以上の方へ 令和5年度 安平町介護保険料のお知らせ

町に納めていただく65歳以上の方の令和5年度の保険料についてお知らせします。介護保険料は、40歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40歳から64歳以下の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険等にお問い合わせください。

### ■保険料の決め方

65歳以上の方の保険料については、前年の本人および世帯の課税や所得の状況に応じて9段階に分けられています。 ※令和5年度の保険料に改定はありません。

保険料段階	対象者	介護保険料 (上段：年額 下段：月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	18,720円 1,560円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	31,200円 2,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えた方	43,680円 3,640円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	56,160円 4,680円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる方	62,400円 5,200円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,880円 6,240円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	81,120円 6,760円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	93,600円 7,800円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	106,080円 8,840円

※第1段階から第3段階の保険料は、低所得者軽減後の保険料となります。

※この保険料段階に基づく令和5年度の介護保険料を納付書でお支払いの方には、6月中（年金から天引きされている方は10月）に個別に通知します。

### ■保険料の納め方

#### ・特別徴収の方（年金から天引きされている方）

年金の支払い（年6回）の際にあらかじめ差し引かれます。

#### ・普通徴収の方

6月中に町から送付する納付書で納めていただきます。納期内の納付にご協力をお願いします。納期内に納付困難な場合は分割納付も可能ですので、ご相談ください。納期限は下表のとおり。

期別	普通徴収（納付書の方）の納入期限	期別	普通徴収（納付書の方）の納入期限
1期	6月30日(金)	3期	10月31日(火)
2期	8月31日(木)	4期	12月28日(木)

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072